

令和5年3月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和5年3月8日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

- | | | |
|-----|------|-----|
| 1番 | 福田 | 徹 |
| 2番 | 小谷 | 龍一郎 |
| 3番 | 毛利 | 喜信 |
| 4番 | 初手 | 安幸 |
| 5番 | 堀池 | 浩 |
| 6番 | 山口 | 隆 |
| 7番 | 小田 | 成実 |
| 8番 | 田口 | 一信 |
| 9番 | 高以良 | 壽人 |
| 10番 | (欠員) | |
| 11番 | 炭谷 | 猛 |
| 12番 | 水谷 | 末義 |
| 13番 | 堀田 | 一徳 |
| 14番 | 村井 | 達己 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	小中尾 寿 隆
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	中 原 敬 介
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第 1 同意第 1 号 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 第 2 承認第 1 号 専決処分の承認（令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 8 回））
- 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告（川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 4 議案第 1 号 令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 9 回）
- 第 5 議案第 2 号 令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 6 議案第 3 号 令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 7 議案第 4 号 令和 4 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 3 回）
- 第 8 議案第 5 号 令和 4 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 3 回）
- 第 9 議案第 6 号 川棚町個人情報保護法施行条例
- 第 10 議案第 7 号 川棚町公共施設整備基金条例
- 第 11 議案第 8 号 川棚町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 9 号 川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 10 号 川棚町職員定数条例の全部を改正する条例
- 第 14 議案第 11 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 12 号 川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 13 号 川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 14 号 川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 15 号 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第 16 号 工事請負契約の変更（川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事）

第 20 議会運営委員会視察調査報告

第 21 議会運営委員会調査報告

議会運営委員長報告

〃

追加議事日程

第 1 初手安幸議員の議員辞職の件

第 2 議会運営委員会委員の選任について

第 3 石木ダム対策調査特別委員会委員の選任について

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 同意第1号

議 長 日程第1、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

町 長 同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について提案理由をご説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員については、3人の委員を選任しておりますが、任期は3年で、3人の委員の任期はそれぞれ異なっておりますので、毎年委員の選任議案を提出しているところであります。

このたび、現職の委員であります山口信明氏の任期が令和5年3月31日をもって満了となりますので、後任の委員として新たに太田啓寛氏を選任したく提案するものであります。

同氏は、川棚町中組郷にお住まいで、昭和34年生まれの63歳です。

同氏は、昭和53年3月に長崎県立川棚高等学校を卒業され、川棚町職員に採用後、平成30年3月まで勤務され、任期中に8年間、税務課固定資産税係長を経験されており、その職務経験により、固定資産に関し高い見識を有しておられ、委員として適任と判断されますので、ご提案するものであります。

なお、任期については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

以上、ご提案いたしますので、ご審議の上、同意いただきますようお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** はい。全員起立です。したがって、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 03)

日程第2 承認第1号

議 **長** 次に、日程第2、承認第1号「専決処分の承認（令和4年度川棚町一般会計補正予算（第8回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第1号「専決処分の承認（令和4年度川棚町一般会計補正予算（第8回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和4年度川棚町一般会計予算の執行において、補正の必要が生じました

が、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る2月7日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正内容であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ867万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を73億1,540万3,000円にしたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。私のほうから今回の補正予算の内容につきまして、補足いたします。

今回の補正につきましては、国の補正予算の内容について、各自治体で令和5年1月末に周知され、早急に出産・子育て応援ギフトの支給を開始する必要があったことから、専決処分としたものであります。なお、応援ギフトは令和4年4月1日以降に出産された方又は妊娠届けを提出し、これから出産を迎える方を対象に、母子手帳交付時に出産応援ギフトとして5万円、出産時に子育て応援ギフトとして5万円の計10万円相当を給付するものであります。事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、10、11ページをお開きください。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費であります。10節需用費、11節役務費、13節使用料及び手数料につきましては、事業実施に伴う消耗品費、送料、コピー使用料等事務費を計上したものであり、12節委託料は事務給付に対応したシステム改修に要する委託料、18節補助金につきましては、対象者への応援ギフトの給付に要する経費をそれぞれ計上しております。12、13ページをお開きください。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより143万3,000円を減額するものであります。歳出は以上であります。続きまして歳入をご説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

14款国庫支出金であります。2項2目衛生費国庫補助金につきまして

は、出産子育て応援交付金として、歳出事業の増額に合わせて増額するものであります。8、9ページをお開きください。

15款県支出金であります。2項3目衛生費県補助金につきましては、国庫支出金と同様に、歳出事業の増額に合わせ増額するものであります。歳入は以上であります。

以上で、令和4年度一般会計補正予算（第8回）の説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。ギフト5万円と言われましたが、ギフトと言うと何か物のように思われますけれども、実際に支給されたのは何ですか。品物ですか、お金ですか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。ご質問にお答えいたします。今年度につきましては、現金支給としております。国のほうからは、昨日一般質問で福田議員さんも出されてますが、地域で使える地域ポイントですとか、もしくは商品券のようなもの、そういったものもですね、積極的に活用してほしいということで言われておりますが、今年度については現金給付でも構わないということで、本町においては現金給付としております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

5 番 堀 池 この区分の18のところ、負担金、補助及び交付金が855万となっております。で、これ届出時に5万、出産時に5万となると、1人10万なんですけど、ちょっと端数があるなというのがあります。で、恐らくこれは、この中で私が考えるのは、届け出は令和4年ですよと、出産が5年になりますよということでこういうふうになっているのかどうか。それをちょっと確認したいと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 ご質問にお答えいたします。予算編成時に把握しております内容としまして、令和4年度に妊娠届けをされ、かつ令和4年度中に出産をされた方、この方たちが57名いらっしゃいます。この方たちは10万円の対象となります。さらに、出産ギフト5万円、妊娠届けだけ見込まれる方が55人いらっしゃいます。それに、若干転入ですとか、申請日時点でお住いの住所で申請をされる形になりますので、それに転入等の若干の増があるも

のを見込みまして、その分を含んだものであります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第1号「専決処分の承認（令和4年度川棚町一般会計補正予算（第8回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分の承認（令和4年度川棚町一般会計補正予算（第8回））」は、承認することに決定をいたしました。

(10 : 11)

日程第3 報告第1号

議 _____ **長** 次に、日程第3、報告第1号「専決処分の報告（川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第1号「専決処分の報告（川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）」についてご報告いたします。

町長の専決処分の指定に関する条例において、町長において専決処分にすることができる事項として、同条例第2条第6号として、「既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正又は字句の修正をすること。」という規定があります。

川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例において、これに該当するものがあり、当該条例の一部改正を行い、令和5年2月10日付けで専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会にご報告するものであります。

改正内容の詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは、私から内容について説明いたします。2枚めくっていただきまして、一部を改正する条例を付けております。そして、その最後のページに新旧対照表を付けておりますので、こちらで説明をいたします。

こちら、まず第1条においてですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この法律の引用をしておりました。この中の改正前、「法第19条第10号に基づく」とありますが、この「第19条第10号」、これが条項ずれを起こしておりましたので、左側の改正後のように、「法第19条第11号」に改めたものであります。

そして、次に第5条の改正でありますけれども、これも同様に「法第19条第10号」とあったものを、改正後は「法第19条第11号」に条項ずれがありましたので、改めたものであります。以上が改正内容であります。

1枚戻っていただきまして、改正文本文の附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行するとしております。以上、内容についての説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 0 : 1 5)

日程第 4 議案第 1 号

議 長 次に、日程第 4、議案第 1 号「令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 9 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 1 号「令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 9 回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 400 万 2, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 73 億 140 万 1, 000 円にしようとするものであります。併せて、債務負担行為補正及び地方債の補正を行うものであります。

補正の主なものといたしましては、歳入においては、普通交付税の確定に伴う地方交付税の増額、歳出の補助事業等の増額に伴う国庫支出金の増額、ふるさと応援寄附金の収入見込みによる寄附金の増額、財政調整基金繰入金の減額に伴う繰入金の減額が主なものであります。

また、歳出においては、決算を見込んだ事業費の執行残や、落札減などによる不用額の減額、ふるさと応援寄附金の寄附実績の増額に伴うふるさと納税管理費の増額、町道上組西部線堺橋第 1 期上部工などの追加に伴う交通安全対策補助事業費の増額が主なものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは、私のほうから令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 9 回）の内容について説明いたします。

なお、今回の補正予算につきましては、歳出において決算を見込んだ事業費執行残、落札減などによる不用額の減額が多くを占めております。歳入につきましても、事業費の決算見込みに伴う増減が大半を占めており、簡略にて説明いたしますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

また、今回の補正におきましては、今後の執行状況を見込み、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、1款議会費から10款教育費まで全編を通じて増減の補正が生じております。説明に際しましては、「人件費の補正」という表現で簡略に説明いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、次項別明細書の歳出から説明いたしますので、22、23ページをお開きください。

1款議会費であります。1項1目議会費につきましては、人件費の補正によるものです。次のページをお開きください。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、2節から4節までは人件費の補正によるもので、18節負担金につきましては、県及び市町村職員の相互交流に関する協定において、派遣する双方の職員、人件費を比較し、差額が生じる場合はその額の少ないほうが多いほうに差額を支払う旨の規定があることから、本町から長崎県に負担金として支払う45万円を計上しております。

2目庁舎管理費の説明欄の番号1、庁舎管理費につきましては、光熱費において新型コロナウイルスワクチン接種事業への振替に伴う10節需用費の減額であり、番号3、第二別館改修費につきましては、郷土資料館改修計画の見直しによる14節工事請負費640万円の減額。

番号4、駐車場整備費につきましては、公民館倉庫新築計画の見直しによる14節工事請負費1,800万円の減額であります。

4目財政管理費の説明欄の番号1、財政管理費につきましては、事務費の不足による10節需用費2万5,000円の増額。

番号2、ふるさと納税管理費につきましては、ふるさと応援寄附金の寄附実績の増加に伴い、決済手数料等として11節役務費を321万6,000円、管理事務委託料として12節委託料を591万6,000円それぞれ増

額するものであります。

8目情報システム管理費につきましては、12節委託料の不用額を減額するものです。

10目交通安全対策費につきましては、高齢者運転免許証自主返納支援事業について不足を見込み、18節補助金を増額するものであります。

21目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、今年度、国から配分額が示されております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、総額2億2,283万8,000円を財源に、今年度は各種事業を推進してまいりましたが、各事業に執行残が生じる見込みであるため、交付金を有効活用すべく、電気代高騰の影響を受けた川棚町上下水道会計へ電気料金値上げ相当分として補助金を交付するため、18節補助金を水道事業会計補助として611万円、下水道事業会計補助として370万円をそれぞれ計上しております。

2項1目税務総務費につきましては、人件費の補正となります。次のページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、人件費の補正となります。

4項1目選挙管理委員会費につきましても、同じく人件費の補正となります。28、29ページをお開きください。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費につきましては、説明欄の番号1、社会福祉総務費は人件費の補正であります。

番号8、国民健康保険基盤安定費につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴い、27節国民健康保険事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

番号13、介護保険事業費につきましては、人件費の補正であります。

2目障害者福祉費の説明欄の番号4、障害者福祉医療費につきましては、福祉医療費の不足を見込み、19節扶助費を200万円増額するものであります。

番号5の障害福祉サービス事業費につきましては、障害福祉サービス給付費の不足を見込み、18節を増額するものであります。

番号6の地域生活支援事業費につきましては、住宅改修等の申請が増えたため、19節扶助費を増額するものであります。

5目国民年金事務費につきましては、人件費の補正となります。

6目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、いきがいセンターにおける空調設備改修工事の完了に伴う不用額の減額であります。

2項1目児童福祉総務費の番号1、児童福祉総務費につきましては、人件費の補正として3節職員手当等を12万2,000円減額し、令和3年度子ども・子育て交付金等の事業確定に伴う返還金に不足が生じるため、22節償還金を20万1,000円増額するものであります。

番号6、子ども・子育て支援事業費につきましては、西九州させぼ広域都市圏事業の利用実績に伴う負担金に不足が生じるため、18節負担金を増額するものであります。30、31ページをお開きください。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費の説明欄1、保健衛生総務費につきましては、人件費の補正であります。

番号2、母子保健事業費につきましては、出産祝い金・子育て応援金等について不足が生じるため、7節報償費を63万円増額するものであります。

番号4、国民健康保険事業費につきましては、人件費の補正であります。

2項2目し尿処理費につきましては、交付税の確定に伴う繰出金の増額であります。32、33ページをお開きください。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費の説明欄番号1の農業委員会費につきましては、最適化交付金事業の活動報酬額の確定に伴い、1節報酬を155万円、3節職員手当等を11万円それぞれ増額し、人件費の補正として2節給料を410万2,000円、3節職員手当等を19万3,000円、4節共済費を120万5,000円それぞれ減額するものであります。

また、説明欄の番号3、機構集積支援事業費につきましては、人件費の補正として、1節報酬を4万円、4節共済費を3万円それぞれ増額するものであります。

2目農業総務費につきましては、人件費の補正となります。

3目農業振興費につきましては、歳入として中山間地域等直接支払交付金の交付額に変更がありましたので、財源を更正しております。

3項2目漁港管理費につきましては、惣津・三越地区車止め設置工事について、浜の活力再生・成長促進交付金の割当てがなかったため、14節工事

請負費を全額減額しております。34、35ページをお開きください。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、人件費の補正であります。36、37ページをお開きください。

8款土木費であります。1項1目土木総務費は人件費の補正であります。

2項2目道路維持費につきましては、入札の不調により町道新谷三反間線路肩改修工事や町道良善寺線路肩改修工事等の工事請負費を減額するものであります。

3目道路新設改良費の説明欄の番号1、道路新設改良事業費につきましては、町道猪乗川内線道路拡幅工事に関して、河川協議に日数を要したため、14節工事請負費を全額減額するものであります。

番号3、交通安全対策補助事業費につきましては、国において増額の補正予算が措置されたため、町道上組西部線（堺橋第1期上部工）監督補助業務委託費として163万円、町道上組西部線（橋梁第1期上部工）及び町道上組西部線歩道設置工事（その4）として14節工事請負費を4,047万4,000円増額するものであります。なお、財源としましては、道路局所管補助金、社会資本整備総合交付金事業債の充当を予定しております。

3項2目ダム対策費につきましては、2節及び3節は人件費の補正であり、8節旅費は不用額を減額するものであります。

5目急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、新谷地区急傾斜地崩壊対策工事に関して、事業費が増額したことに伴い、増加分を緊急自然災害防止対策事業債として補正するものであります。

4項2目港湾建設費につきましては、県営事業負担金の増減に伴い、18節負担金を減額するものであります。

5項4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、城山公園コンビ遊具改修工事費の確定に伴い、14節工事請負費を減額しております。

6項1目住宅管理費につきましては、新町団地・尾山団地の修繕費に不足が生じるため、10節需用費を増額しております。40、41ページをお開きください。

10款教育費であります。1項2目事務局費の説明欄の番号1、事務局費につきましては、人件費の補正として2節給料を87万3,000円、3節

職員手当等を6万5,000円、4節共済費を44万7,000円それぞれ減額しております。

番号2の学校給食費助成事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町立小中学校の全児童生徒に対し、1月から3月分の給食費を支援したことに伴い、既存の支援制度である第3子以降の給食費支援が当該期間に関して重複するため、18節補助金を122万7,000円減額するものであります。

3目公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費につきましては、歳入として計上しているGIGAスクール運営支援センター整備事業費補助金について、補助率が3分の1から2分の1へ変更されたことに伴い、財源を更正するものであります。

2項1目学校管理費の説明欄2、川棚小学校維持補修費につきましては、シャワー用給湯器の修繕に当たり、修繕料に不足が生じるため、10節需用費を10万5,000円増額するものであります。

番号4の石木小学校管理費につきましては、プール改修工事に関するアスベスト分析調査委託料として5万円を増額するものであります。

番号12番の川棚小学校保健特別対策事業費から番号14の小串小学校保健特別対策事業費につきましては、国の補正予算により小中学校の感染症対策を強化するため必要となる保健衛生用品等の購入を支援する学校保健特別対策感染症対策等の学校教育活動継続支援事業を活用し、10節は3小学校で実施する換気対策のための網戸や消毒液等の消耗品の購入に要する経費を、そして17節で換気対策のためのCO₂モニターや空気清浄機等の備品の購入に要する経費を計上するものであります。

3項1目学校管理費の説明欄の3番、川棚中学校施設改良費につきましては、特別教室空調設置工事に際し、平成17年度施工の中学校大規模改修工事の図面を確認したところ、特別教室等の天井仕上げにアスベストの含有の可能性のあることから、アスベストの分析調査委託料として33万2,000円を計上するものであります。

番号5、川棚中学校保健特別対策事業費は、先ほどの小学校と同様に国の支援事業を活用し、10節需用費として換気対策のための網戸や消毒液の消耗品の購入に要する経費、そして17節、換気対策としてCO₂モニターや

空気清浄機等の備品の購入に要する経費をそれぞれ計上するものであります。

4項1目社会教育総務費の説明欄の1、社会教育総務費につきましては、人件費の補正であります。次のページをお開きください。

番号2、文化財保護費は、片島魚雷発射試験場跡立体測量調査業務の落札減による不用額を減額しております。

2目公民館費につきましては、修繕費の不用額を減額するものであります。

5項3目柔剣道場管理費につきましては、国の学校施設環境改善交付金が社会体育施設の改修事業に活用できるように措置されたため、この交付金を活用して柔剣道場トイレの改修に伴う設計委託費及び改修事業費をそれぞれ計上するものであります。

4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、教育キャンプ場トイレ改修事業費の事業費が確定したことに伴い、不用額を減額するものであります。

6項1目管理費につきましては、人件費の補正であります。44、45ページをお開きください。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、第7回補正予算において承認いただきました石居地区、岸川地区、彦十地区の災害復旧事業に関し、農地等災害復旧事業の補助率が上がったことから、財源としての補助金を増額し、起債を全額減額、そしてその他として地元負担金を減額するものであります。

2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、第7回補正予算においてご承認いただきました、災害復旧事業の工法変更等に伴う工事請負費の増額につきましては、県と起債協議を行った結果、今回の工法変更等に伴う増額は起債の対象外である旨判断されたため、財源を更正するものであります。46、47ページをお開きください。

14款予備費であります。1項1目予備費については、歳入・歳出の見合いにより減額するものであります。続きまして、歳入を説明いたしますので、8、9ページをお開きください。

10款地方交付税であります。1項1目地方交付税につきましては、普通

交付税に関し、臨時経済対策費の創設により6,213万1,000円を増額するものであります。次のページをお開きください。

12款分担金及び負担金であります。1項1目民生費負担金につきましては、病後児保育室利用負担金の増に伴い、増額するものであります。

3目農林水産業費負担金につきましては、農地災害復旧工事の補助率が上がったことから地元負担金を減額したものであります。次のページをお開きください。

14款国庫支出金であります。1項1目民生費国庫負担金から2項4目教育費国庫補助金につきましては、歳出事業の増減に併せ補正するものであります。

2項5目総務費国庫補助金の説明欄の番号4、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、移住支援金や子ども・子育て支援交付金など、補助事業の町負担分相当として追加交付がされるものであります。

番号5、マイナポイント事業費補助金につきましては、マイナポイント申込支援分に係る補助金の交付決定分であります。次のページをお開きください。

15款県支出金であります。1項2目民生費県負担金は、保険基盤安定負担金の額の確定に伴う減額であります。

3目農林水産業費県負担金から2項7目農水施設災害復旧費補助金につきましては、割当内示の変更や補助率の変更に伴う増減であります。次のページをお開きください。

17款寄附金であります。1項4目ふるさと応援寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、増額するものです。次のページをお開きください。

18款繰入金であります。2項3目財政調整基金繰入金につきましては、当初予算編成時に財源不足が生じたため、財政調整基金繰入金を措置しておりましたが、今後の予算の執行状況を見込み、取崩しを回避できると判断したため、繰入金を減額するものであります。

5目役場庁舎建設基金繰入金につきましては、郷土資料館及び公民館倉庫関係事業を見直したことに伴い、繰入金を減額するものであります。次の

ページをお開きください。

21款町債であります。1項3目土木債につきましては、事業費の増額に合わせ増額するものであります。

5目教育債につきましては、第3回補正においてご承認いただきました川棚中学校特別教室空調機設置事業につきまして、県との起債協議の結果、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は対象外と判断されたため910万円を減額し、学校教育施設等整備事業債として750万円を増額するものであります。

6目災害復旧債の農地農林施設災害復旧債につきましては、災害復旧工事に関する国庫補助金の増額に伴う減額であり、公共土木施設災害復旧債は、起債協議の結果、対象外と判断されたことに伴う減額であります。歳入は以上であります。次に3ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります。広報かわたな編集印刷製本及び県広報誌仕分け業務につきましては、令和5年4月当初から広報誌の作成業務を行う必要があるため、令和4年度中に入札事務を行うために、債務負担行として限度額を計上するものであります。次に4ページをお開きください。

第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明いたしました21款町債に対応するものでありまして、補正前と補正後の限度額の差が、20ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の限度額の合計を4億2,148万9,000円とするものであります。

48ページ以降につきましては、給与費明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

以上が令和4年度一般会計補正予算（第9回）の内容でございます。よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 25ページですけれども、庁舎管理費の右の説明欄の第二別館改修費、マイナスの640万円ありますが、大体この第二別館の改修費は700万円くらいの金額の予算であったと思いますので、ほぼ全額がマイナスになっているということは、今年度は第二別館の改修はやらないということになったのかなと思いますのですけれども、そうですかということと、その第

二別館の改修は今後はどのようにするのでしょうかということを知りたいと思います。

それで併せて、その下にあります駐車場整備費の1,800万円の減額ですけれども、これも倉庫を造らないようになったというような説明のようでしたけど、今後どのようにされるのかということをお聞きします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。第二別館改修につきましては、4年度の執行はしない予定であります。そして、今後については、教育委員会と協議をしまして、どのような改修をしていくか進めることとなります。

そして駐車場整備費、これは倉庫の建設を予定しておりましたが、年度内の完成が難しいという判断から全て見送るものであります。これにつきましては、新たに公民館用の倉庫としてどのようなものを建てるか検討してやっていくことになるというふうに考えております。以上です。

議 長 ほかに。堀池議員。

5 番 堀 池 17ページのところにふるさと応援寄附金が1,600と、寄附金が多くなってきていると思うんですけども、現在の寄附金額はどのくらいなのか。

もう1点、同じ関連なんですけど、25ページのふるさと納税管理費、これが1,600上げた中の913万2,000円管理費となりますよということならば、これが56.25パーセント管理費がなっているんですけども、この割合でいいのかということです。先日、ふるさと納税でかなり額が大きいところあって、指導が入っているということが書いてありましたんで、その確認をさせてください。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。ご質問にお答えいたします。まず、直近の寄附実績につきましては、2月末の寄附実績といたしまして、企業版ふるさと納税も含めた額として申し上げますが、1億394万円となっております。

そして、2つ目にご質問のありました、半分の経費を超えるのではないかというご質問であります。経費の中には、その50パーセントの対象とならないような経費もございますので、そこも含めて補正させていただいてるところでございます。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 それじゃあもう1点聞きます。3ページの債務負担行為なんですけど、限度額が312万円となっているんで、あまり大きくない金額だと思うんですけども、結局、この債務負担行為は5年度の何か月分なんですか。12か月分とは思えないので聞きたいと思います。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。ご質問にお答えいたします。今回債務負担行為として312万円計上しております。こちらにつきましては、令和5年度、明日また説明させていただきます当初予算の中でも同額が出てまいりますけど、こちらは来年度、令和5年度の1年間分のこちらに書いています「広報かわたな編集印刷製本及び県広報誌仕分け業務」として年間の所要費となっております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6 番 山 口 3ページの債務負担行為で、広報かわたなの編集印刷費はわかるんですけども、何で県の広報誌仕分け業務までここに入ってくるのかと。これは本来、県の広報紙であれば、県が県の仕事としてするべきものだろうと思うんですけども、ちょっとここはどうなっているのかということをお尋ねしたいと。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。お答えいたします。こちらのお尋ねにありました県広報の仕分け業務に関してなんですが、こちらはご承知のとおり世帯広報誌は県の広報誌と町の広報誌をまとめて各世帯に配布するというので取り扱っておりますけど、そちらをそれぞれで仕分けするより、今この入札をかけて、また改めて町の広報誌の事業者が決定してまいりますけど、そこにまとめて県の方も納品していただいて、まとめて仕分けするという方法のほうが効率的であるために、このような形で手法をとらせていただいております。積算の内容としまして、ちょっと今手元に町の広報の業務としていくら、そして県のそういう仕分けの業務としていくらという内訳があると思うんですけど、こちらについてはちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。以上です。

議 **長** 山口議員。

6 番 山 口 あのね、私言ってるのはね、県の広報誌の仕分け事業というのは大体わかるんですよ。各地区に毎月配布する県の広報紙の部数ごとに仕分けする業務だろうと思うんですけども、これは本来ね、県がやるべきことなんですよ。県の広報紙ですから。それを何で川棚町のこの債務行為の金額で入れないかんかと。上の広報かわたなの編集印刷製本代はこれはもう川棚町が当然すべきことなんですよ。そしたら、県の広報誌の仕分け業務、これが債務負担行為に入れるっていうのがおかしいと。本来であれば県にさせないかんわけでしょう。県の金で。私はそう判断するんですけど。以上です。ちょっと聞きたいですけど。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 以前広報の担当課長でありましたので、当時のことをご説明いたしますけれども、県の広報紙、これは各市町に報告数値をもって納品をするということになっております。ただこれは、例えば川棚町には5,800部とか、まとめてくるというようになっております。以前は、それが本町役場にまとめて5,000部以上来たものを、各行政区ごとに職員が仕分けをして、梱包をして、それで配布をしてたというものです。これは県のほうでは、各市町には総数の納品はしますけれども、個別の行政区の仕分け、これはちょっとできかねるということを当時聞いておりました。恐らくその考えは同様ではないかと思えます。参考としてそういういきさつであるということ。それと、やはり納品のとき広報と一緒に仕分けして梱包までして納品していただいたほうが、納品後各行政区に配るのも非常に効率がいいので、そういうことにしていったという、そういう経緯がありますので、ちょっと補足してご説明いたします。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 くどいようなんですけどね、あくまでもこの件の広報紙を配るといのは、県の仕事なんですよ。県の広報誌を配るといのは、県の仕事なんでしょう。そうすれば、当然県のお金でそれは負担すべきなんですよ。それを何で川棚町、ほかの自治体も一緒と思うんですけども、それを配るためにこの債務負担行為までして配らないかんかと。だから、当然その分のお金は別途その歳入と歳出で県からもらって、そして歳出負担をするべきだと。だから、ちょっとそこところは、県の業務を委託しなさいと言われ

てるのかどうか。そこを明確にちょっと答えていただきたいと。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 0 : 5 5)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 山口議員のご質問にお答えいたします。ご質問にありました県広報誌の仕分け業務につきましては、県から事務を移譲を受けております。つきましては、この業務につきましては、町の業務として、配布の業務につきましては、町の業務として行っているところでございます。その見合いとしまして、令和5年度の当初予算におきましては、歳入として権限移譲交付金、県の広報誌発行分としまして30万5,000円を歳入として予算計上しているところであります。あと、内訳につきましては、明細がございませんでした。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 25ページの駐車場整備なんですが、教育委員会の倉庫の建設を今年度は取り下げて、次年度以降にされるようなお話かと思うんですが、そのように捉えていいんでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。一旦は4年度の建設は全て見送って、5年度に計画をして建設をしていくと、そういう計画にしております。これにつきましては、どのような建築にするか、それを改めて再考したほうがいだろうということを考えておきまして、5年度の当初予算には必要額は計上しておりません。ですから、今後どのような建物にするか、これを工法等改めて再考いたしまして、必要額を補正予算にて計上することになるかと考えております。以上です。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 まあ再考されるということですが、場所は当初の予定どおり中央公民館の前の今空き地みたいになっている部分かと思うんですが、せっかく教育委員会のロビーが明るくなって、こちらの庁舎と一体的に庁舎前が

明るくなっているなという感じがあって、ほかの人たちに聞いても、あそこ
にいろいろできるよりも花壇のほうがいいんじゃないかという話もあります
ので、そこら辺も含めたところで検討していただきたいと思います。ただ、
意見として言わせてもらいます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。水谷議員。

1 2 番 水 谷 24 ページ、25 ページで質問をさせていただきたいと思
います。2 款の 2 1 目の新型コロナウイルス感染症対策事業費の中で、新型コ
ロナでの電気・ガス料金の高騰等に伴って上下水道に負担をするというよう
な話だったと思うんですが、制度上の問題で、これは企業会計だと思うん
ですね、上下水道は。そうすると、この一般会計からこういうものが出せるの
かどうか、あるいは企業会計として申請をするべきものじゃないのかなと
ちょっと思いながらいるんですが、そのことについてお尋ねをします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。水谷議員のご質問にお答えいたします。今回上下水
道、説明申し上げましたとおり、上下水道に対して今回この交付金を活用し
ながら、一般会計でまずは予算措置をしまして、そちらで補助金という形で
各企業会計に交付をするということで考えております。以上です。

議 長 水谷議員。

1 2 番 水 谷 一般会計のほうに入ってくるということでしょうけども、企
業会計としては独立採算制だと思っていますので、一般会計からというより
も、基本的には水道事業、あるいは下水道事業からの申請をするべきじゃな
いのかと思ったんですが、そこら付近がどうも合点がいかないというか。
そこら付近の状況が制度上の問題なのかどうか分からないんですが、そこら
付近はどがんっているんでしょうかということをお尋ねをしたい。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 今回、国に対して全体として交付金を申請しておりますが、
こちらについては各企業会計から申請するものではなく、あくまで一般会計
として、まず全体として国に申請をいたしまして、で、一般会計でまずは受
入れをしまして、そして、それぞれの会計なり、民間企業なりに措置する
という形で考えておりますので、今回につきましては、まずは一般会計におい
て予算措置をしまして、企業会計から申請をいただきまして、補助金という

形で交付するという流れを考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小田議員。

7 番 小 田 はい。25ページの駐車場整備費のことでちょっと関連してお尋ねしたいんですけども、公民館前に立派な駐車場を今整備してもらっておりますけども、あそこの出入り口ですね、駐車場への出入り口があまりにも町道から近いために、出る車、入る車というのが接触事故を起こしそうな状況が時々見受けるんですけども、あの駐車場を事故が起こる前にですね、若干一方通行などにして改良するようなことは考えておられないのか。ちょっとお尋ねいたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 以前総代会で、そのときは総代としてご意見をいただきまして、さっそく建設課長と現場見させていただいた上で、その不都合というのも確認をしております。ただ、これにつきましては、改良をするかどうか、あるいはするとした場合どのような手法をとるか、ここではちょっとまだお答えできる材料を持っておりませんので、今後の課題とさせていただくようお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」

の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：19）

日程第5 議案第2号

議 _____ **長** 次に、日程第5、議案第2号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第2号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ273万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億416万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入における一般会計繰入金の減額であります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いて説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

2款保険給付費、1項3目一般被保険者療養費につきましては、給付の実績見込みによりまして予算の不足が見込まれましたので、増額補正をするものであります。次のページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分から

3項1目介護納付金分までにつきましては、一般会計からの繰入金の額の確定によりまして財源を調整するものであります。予算額そのものの増減はございません。次のページをお開きください。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより調整をするものであります。

次に、歳入を説明をいたします。6ページ、7ページをお開きください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金につきましては、歳出で説明いたしました療養給付費の増額に伴い増額するものであります。次のページをお開きください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴いまして減額するものであります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 2 4)

日程第6 議案第3号

議 **長** 次に、日程第6、議案第3号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第3号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,388万7,000円にしようとするものです。

補正の主なものといたしましては、歳入においては諸収入の増額、歳出においては総務管理費の増額が主なものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明をいたします。歳出からご説明をいたします。8ページ、9ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費は事業費の実績により、被保険者の健診に係る委託料の増額を行うものであります。次に、歳入を説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

6款諸収入、3項2目雑入は、先ほど歳出で説明いたしました健診に係る委託料、これの実績見込みに伴いまして、後期高齢者医療広域連合から支払われる委託料額を増額するものであります。以上で説明を終わります。

議 **長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 2 7)

日程第7 議案第4号

議 **長** 次に、日程第7、議案第4号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第4号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入において370万円を増額し、収入予算の総額

を4億5,102万1,000円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。それでは説明いたします。議案書をめくっていただき、2ページをお開きください。補正予算実施計画明細書の収益的収入について説明いたします。

1款2項2目他会計補助金につきましては、電気料金が高騰していることで下水道事業の経営を圧迫しているため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用いたしまして、前年度と比較しました増額分を一般会計から補助金として受けるものであります。議案書の表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算第3条に定めた収益的収入の補正を記載しております。

続きまして、1ページには予算実施計画書、3ページ、4ページには損益計算書5ページ、6ページには貸借対照表、7ページ、8ページにはキャッシュフロー計算書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 3 0)

日程第8 議案第5号

議 長 次に、日程第8、議案第5号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第5号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入において611万円を増額し、収入予算の総額を3億5,836万円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。それでは説明いたします。議案書をめくっていただき2ページをお開きください。補正予算実施計画明細書の収益的収入について説明いたします。

1款2項3目他会計負担金につきましては、電気料金が高騰していることで水道事業の経営を圧迫しているため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用いたしまして、前年度と比較した増額分を一般会計から補助金とし

て受けるものであります。議案書の表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算書第3条に定めた収益的収入の補正を記載しております。

次に、1ページには予算実施計画書、3ページには損益計算書、4ページ、5ページには貸借対照表、6ページ、7ページにはキャッシュフロー計算書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですね。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 3 4)

日程第9 議案第6号

議 長 次に、日程第9、議案第6号「川棚町個人情報保護法施行条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第6号「川棚町個人情報保護法施行条例」について、提案理由をご説明いたします。

我が国におけるデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の改正が行われ、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールによる取扱いが適用されることとなり、令和5年4月1日から施行されることから、本町においても現行の個人情報保護条例を廃止し、改正後の個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めた本条例を新たに制定しようとするものです。

提案理由の説明は以上ですが、条例の詳細については、総務課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは、私からこの条例の内容についてご説明いたします。本議案の一番最後の1枚、ここに議案第6号説明資料ということでお付けをしております。これにしがいましてご説明をしております。

川棚町個人情報保護法施行条例についてです。

まず、制度の趣旨であります。町長の提案説明にもありましたが、我が国におけるデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正が行われ、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールによる取扱いが適用されることになった。これがまず第1のポイントであります。しがいまして、現行の個人情報保護条例、これは取扱いまで規定した非常に長い条例になっておりまして、現行では54条まである、そういう長い条例であります。それが基本的には取扱いに関する規定は全て法による取扱いとなりましたので、取扱いの条項が全てなくなっております。そういったことから、新たにこの条例を制定し、現行の条例を廃止しようとするものであります。

次に2番、法令等であらかじめ用語の内容が定められているものというこ

とです。これは本条例の第2条第2項において、「法及び施行令で使用する用語の例による」と、そういう規定だけしておりますが、具体的にはどのようなものかということでこの表でお示しをしております。

この条例の中にも用語として出てまいります。法律及びその施行令の定義としましては、「保有個人情報」、これは「職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして実施機関が保有しているもの。ただし、行政文書に記録されているものに限る。」という定義であります。次に「開示決定等」、これは「保有個人情報の開示の請求に係る開示又は不開示の決定。」、「訂正決定等」、「保有個人情報の訂正の請求に係る訂正又は訂正しないことの決定。」、「利用停止決定等」、「保有個人情報の利用停止の請求に係る利用停止又は利用停止しないことの決定。」というものであります。この条例の中はここまで、「法及び施行令の例による」ということだけ記載しておりますので、この表でお示ししたという次第です。

次に3番、条例の構成であります。第1条は条例の趣旨に定めた趣旨規定であります。第2条、これは定義について定めておまして、実施機関としましては、ここに掲げておるとおりであります。今回個人情報保護法においては、議会は除くとなっております。そういったことから、市町村の条例においても整合性を期すため、議会を入れていないというものであります。議会につきましては、追って議会のほうでご提案される個人情報保護条例、これに対応されるというものであります。

第2項の用語につきましては、先ほど表で説明したとおりですので、省略をいたします。裏をご覧ください。

第3条です。開示決定の期限を定めたものです。それと、申し遅れましたが、地方公共団体の条例で定める事項としましては、取扱いの規定はもう全て法に委ねられることとなりましたので、今から説明してまいります。開示の決定、訂正、利用の停止、審査会の諮問、こういったことだけが地方公共団体の条例で定めることとなっております。

第3条に戻ります。開示決定等の期限を定めた条項であります。これは第1項で旧条例と同じ日数としております。米印で書いておりますように、法の規定では30日以内となっておりますが、これは全ての国の機関の場合で

ありまして、本町では従来の現行条例どおり14日以内ということで、大方開示決定がなされるだろうということで、現行と同じ14日以内としております。

そして、第2項は事務処理上困難等の理由があるとき、これは14日以内の開示決定は無理な場合という特例でありますけれども、この場合現行と同じ最大30日間延長することができるという規定にしております。

第4条、開示決定等の期限の特例を定めたものであります。第3条の規定を更に上回るような特別な事情というもののための特例であります。請求された保有個人情報著しく大量であり、前条第2項の延長を行ったとしても事務に著しい支障が生ずる恐れがある場合には、法の規定に基づき、相当の期間内に開示決定等を行うことができるという規定を定めたものであります。

第5条につきましては、開示請求に係る手数料等について定めた条項であります。第1項において、旧条例と同様、手数料については無料とする規定としております。

第2項において、旧条例と同様、写しの交付を受ける者は、交付に要する費用を負担するものとする、という規定にしております。

第6条、訂正決定等の期限を定めた条項であります。第1項において旧条例と同じ日数として、請求があった日の翌日から起算して14日以内と規定をしております。これも米印には、法の規定では30日以内とありますが、本町では14日で、現行どおりで大丈夫であろうということで、現行どおりとしております。

そして、第2項におきましては、事務処理上困難等の理由があるときは、法の規定により最大30日間延長することができるという規定であります。

第7条、利用停止決定等の期限を定めたものであります。第1項において、旧条例と同じ日数として請求があった日の翌日から起算して14日以内と規定しております。

第2項において、事務処理上困難等の理由があるときは、法の規定により最大30日間延長することができるとしております。

第8条、審査会への諮問について定めたものであります。個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見の基づく意見を聞くことが特に必要

であると認めるときは、審査会に諮問することができるものとする、という条項であります。

第9条、運用状況の公表について定めたものであります。旧条例と同様、毎年1回運用状況を公表するものとしている条項であります。

第10条、条例の施行について規則への委任を定めた条項であります。

そして附則であります。1項、2項において、この条例の施行期日を令和5年4月1日とする、これは第1条に規定しております。

そして第2項において、旧条例を廃止するものとする。そういう規定にしております。これによりまして、旧条例は廃止となります。

そして3項、4項が、旧条例の罰則規定による経過措置を定めたものであります。

第5項が、川棚町暴力団排除条例の一部を改正するものでありまして、これは新旧対象表を付けておりますが、新旧対照表をご覧ください。横長の表です。

改正前においては、個人情報の定義が括弧書きでしておりますように、「川棚町個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。」と、そういう定義の仕方にしておりましたが、最初に申し上げましたように、個人情報の取扱いは全て法に委ねられることになりましたので、改正後の3項においては、個人情報の定義が「個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報」ということに改めようとするものであります。以上、条例の内容についての説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。2点指摘しますが、1点目はごく簡単な軽いものですが、この1ページ目の第4条の2行目にあります「44日」って書いてあるのは、「14日」の間違いではないかと思えます。というのが1点。

それから2点目は、非常にこれは極めて大事なことだと思うんですが、表題です。「川棚町個人情報保護法施行条例」ってあります。まあこの言葉は「川棚町」という言葉と「個人情報保護法」という言葉と「施行条例」という言葉と、3つの言葉がつながった状態ですけど、真ん中の「個人情報保護法」というものはないはずで、この第1条を見ていただければわかるように、「個人情報の保護に関する法律」というのがあはずであって、「個人

情報保護法」というものはないはずです。ので、この表題は間違いじゃないかと思います。以上です。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。まず第4条の2行目の「44日以内」について、議員のご指摘としては「14日」の間違いではないかというご指摘いただきましたけれども、これは第3条第1項の14日以内、これが原則でありまして、そしてこれを第2項において、更に30日以内に限り延長することができる、これを足し合わせて44日以内、そういう意味合いで捉えていただければと思います。

そして「個人情報保護法施行条例」、保護法が間違いではないかと、これはおっしゃるとおり、町長の提案説明でも申し上げましたように、この正しい法律名は「個人情報の保護に関する法律」、これは正式名称です。で、個人情報保護法というのは、いわゆる略称でありまして、ただ略称というのは通称ですね。これはニュース、報道等ではほぼ全て個人情報保護法ということで呼びならわされております。そういったことから、今回、この条例の題名としましては、その通称名称を使用しまして、個人情報保護法、これを施行するための条例という意味合いにおいてこの名称としたものであります。条例の名称につきましては、簡潔、要約してその趣旨がわかるようにというのが原則でありますので、間違いではないというふうに考えております。それと、この他市町村の例を見ましても、これはいろいろネーミングはあるんですけれども、この個人情報保護法施行条例、こういった名称は一般的によく使用されております。そういった事情です。

議 長 ほかに質疑は。はい、田口議員。

8 番 田 口 はい。もう1回言います。そしたらば、まあ要するに簡略な名前と言いましたが、施行条例ってなっているのでですね、何という法律を施行するための条例かということについては、やはり何という法律というものをきちっと確定して、その法律の施行条例だよっていうふうに表すべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。お答えいたします。これはあくまで条例の名称であります。この法律事項に関しましては、そのために趣旨規定であります第1条

において、この正式な名称で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、これを明確に指しておりますので、誤解はないものと考えております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。毛利議員。

3 番 毛 利 確認ですけれども、今回この条例が置き換わることによって、今までと町民が生活する上において変わることってないんですよね、特に。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。お答えいたします。行政機関以外、いわゆる住民の方、国民の方、これに実質上の影響はほぼないのではなかろうかなと思います。で、1点補足してご説明でありますけれども、今回、全国共通のルールが適用されたというのが、町長の提案説明に申しあげましたように、我が国におけるデジタル社会の形成というものが主眼にあります。ですから、マイナンバー制度などで多くの個人情報というものが今からはオンラインでもって市町村間、国の機関、これにおいて相互利用が始まってまいります。そういった場合において、市町村によって取扱いのルールが異なる、差がある、そういったことは非常に好ましくないということで、今回の個人情報保護法の改正は行われたものでありまして、国だけではなく全ての行政機関において厳格に取り扱いを規定しようという、そういう趣旨でありますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号「川棚町個人情報保護法施行条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思っております。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「川棚町個人

情報保護法施行条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(1 1 : 5 3)

日程第 1 0 議案第 7 号

議 長 次に、日程第 1 0、議案第 7 号「川棚町公共施設整備基金条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 7 号「川棚町公共施設整備基金条例」について、提案理由を説明いたします。

本町においては、川棚町新庁舎の建設に必要な資金を確保するため、平成 2 3 年 1 2 月に川棚町役場庁舎建設基金条例を制定し、新庁舎建設を進めてまいりました。

新庁舎は令和 4 年 3 月に供用を開始し、新庁舎建設に関する事業も完了したことから、川棚町役場庁舎建設基金条例を廃止し、今後の公共施設の大規模な改修などを円滑に実施するために、川棚町公共施設整備基金を新設し、旧基金に属する資金については、新基金に引き継ぐものとして本条例を提案するものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは、川棚町公共施設整備基金条例の詳細について説明いたします。

本条例に関しましては、本文において新基金である川棚町公共施設整備基金について定めており、附則の 2 にて旧基金である川棚町役場庁舎建設基金条例を廃止する旨を定めております。

まず、第 1 条は目的を示しており、本基金は川棚町が保有する公共施設整備の財源に充てる目的として設置いたします。

次に、第 2 条は基金の額を示しており、積み立てる額は予算で定めることとしております。

第 3 条は管理運用に関する規定を示しており、銀行等金融機関への預金の

ほか、最も確実かつ有利な方法により保管することとしております。

第4条は運用益金についての規定であり、基金運用から生じる収益は全て一般会計歳入歳出予算に計上し、本基金へ繰り入れるものとしております。

第5条は基金の処分について規定しており、本町が保有する公共施設の整備に充てる場合に限り活用できることとしております。

第6条は委任規定であり、基金の管理について必要な事項は別に定める旨を示しております。

なお、附則において、附則の1、この条例は公布の日から施行することとしております。

附則の3、この旧基金である川棚町役場庁舎建設基金条例に属していた現金等は、新基金である川棚町公共施設整備基金条例に属する基金に引き継ぐ旨を定めております。

以上が、川棚町公共施設整備基金条例の内容でございます。よろしく願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 附則第3項の庁舎建設基金からこの基金に引き継がれる金額はいくらですかという点と、まあ厳密に言うと、この基金条例が公布の日から施行されるということなので、結局、今年度内に施行になるのではないかと思います。そうしますとこの第3項による引継ぎについて、予算の処理っていうものも必要なのではないかなと思われそうですが、すなわち庁舎建設の基金から一般会計に戻してでしょうかね、それで一般会計からこの基金に支出するというようなことになるんですかね。そういった予算的な処理が今年度内に必要なのではないかなと思われそうですが、どのような処理がなされるのでしょうかということをお聞きします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。田口議員のご質問にお答えいたします。まず、基金の残高につきましては、今年度も現基金である役場庁舎建設基金を執行する状況でございますので、その決算額が固まっておられませんので、予算ベースでご説明いたしますが、予算ベースで申し上げますと、2億9,273万ほどの残高として整理しております。次に、この基金の取扱い、旧基金と新基金の取扱いと予算との整合性といいますか、につきましては、ここの附則の

3で明記しておりますとおり、現金等につきましては旧基金から新基金に引き継ぐものとするとしております。予算上は、当初予算の予算書にも出てまいります。令和5年度の繰入金としまして、新年度の令和5年度につきましては、公共施設整備基金繰入金として計上しております。そして、旧基金につきましては、もう執行はございませんので、廃目という形で予算上は整理しております。で、現金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、引き継ぐという形を取りますので、ここの引継ぎに関して繰入金と繰出金をそれぞれ計上するということは考えておりません。以上です。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 すみません。説明が不足しておりました。あと、こちらの条例に関しましては、公布の日から施行すると附則のほうで定めてはおりますが、公布日を4月1日で調整したいと考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高以良 はい。2点ほどお尋ねしますが、まず1つ目は今回作る新しい基金についてのその目標額みたいなものを設定するのかどうか。で、設定するのであればそれがどれくらいを予定しているのかとかですね。それと何年かにまたがってその目標額達成しようとする場合には、一定の金額を積み立てていくことになると思うんですが、それはどれくらいを予定しているのかですね。それが1つ。それと、附則のところ、細かいことを聞くようですが、附則の3で1行目の終わりのほうに「庁舎建設基金条例による基金に属していた現金等は」と、「等」という言葉が付いてますが、この「等」というのは何か現金のほかにあるのかどうかということ。それから本文の3条のほうでは、「基金に属する現金は」というふうになっていて、ここでは「等」は付いてないのですが、これは同じ表現じゃなくていいのかどうかお尋ねします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。お答えいたします。まず、目標につきましては、結論から申し上げますと、目標については定めることが難しいと考えております。今後、川棚町公共施設等個別施設管理計画というものを令和3年3月に定めております。こちらによりまして、今後、公共施設の維持、管理、改修等の費用としまして、直近で申し上げますとLED化の改修対応が必要に

なっているものと考えております。こちらにつきましては、この計画自体が2029年までの計画となっておりますが、そちらの計画期間において、7,680万円、そして教育機関におきましては、先ほどのLED化に対応するために2億2,000万程度の財源が必要ということで試算をしております。そのほかにも空調の改修でありますとか、防水、外壁の改修でありますとか、様々な今後公共施設を維持管理していく上で施設整備が必要になってまいります。財源としまして、対応するに当たっては有効な起債、国費を活用し、そして一般財源として残った部分に対して一財の負担が難しい場合は、こういった基金を活用するということが基本的な方針として考えておりますが、そういう中で本町としましても、積める財源がですね、余力があれば当然積んでまいります。まあ財政調整基金、減債基金等ですね、その他基金も含めて積み立てる必要はあると思いますので、目標額については考えておりません。そして、附則の3の「現金等」と本文の3条の「現金」の違いということでしたが、こちらの附則の3の「現金等」の「等」としては有価証券等が考えられると考えております。で、こちらの第3条につきましては、現金は預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしておりますので、まあ現金以外の部分につきましても有利な方法により保管しなければならないということを示しているものと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号「川棚町公共施設整備基金条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思っております。これに異議ありませんか。異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「川棚町公共

施設整備基金条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(1 2 : 0 6)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 2 : 0 6)

(…休 憩…)

(1 3 : 1 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 1 議案第 8 号

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 8 号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 8 号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本条例改正案については、印鑑登録証明書の交付を受ける場合、マイナンバーカードの提示があれば、印鑑登録証の提示を省略できるように改正するものであります。

また、今後電子申請により印鑑登録証明の交付を申請する場合においても、印鑑登録証の提示を省略できるようにするための改正であります。

なお、改正の詳細については、住民福祉課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それでは、本改正案についてご説明いたします。

町長が提案理由で説明しましたように、本条例案は、印鑑登録証明書の申請の際に、印鑑登録証の提示について省略できるように一部改正を行うものであります。それでは新旧対照表をご覧ください。

第 4 条、第 9 条につきましては、文言の修正であります。

次に第 1 5 条、印鑑登録証明の申請ですが、現在印鑑登録証明書を申請するときは、印鑑登録証を添えて申請しなければならないとされております。これを、印鑑登録者本人がマイナンバーカードの提示をして申請する場合に

限り、印鑑登録証の提示を省略できることにするものであります。

また、第2項につきましては、今後電子申請を導入した場合、マイナンバーカードを利用した電子申請となるため、印鑑登録証の提示を省略できるようにするものであります。

それでは、改正本文をご覧ください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行することとしております。以上、説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13 : 13)

日程第12 議案第9号

議 長 次に、日程第12、議案第9号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第9号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

健康保険法政令等の一部を改正する政令が、令和5年2月1日に公布され、健康保険施行令が改正されました。この施行令改正により、川棚町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じ、出産育児一時金の支給額について、条例の一部を改正する提案をします。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明をいたします。

改正の概要でございますが、先ほど町長が説明をいたしましたとおり、健康保険法施行令の一部改正に伴い、川棚町国民健康保険条例中第8条第1項の出産育児一時金の支給額の改正を行おうとするものであります。それでは、新旧対照表によりご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

現在、出産育児一時金につきましては、40万8,000円とされておりました。産科医療保障制度に加入している産科医で出産した場合は、産科医療保障制度の掛金分として1万2,000円が加算され、合計42万円が支給されます。

今回、健康保険法施行令の改正に基づきまして、第8条第1項における出産育児一時金の支給金額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に改めるものであります。

改正文の附則をご覧ください。施行期日は、令和5年4月1日としており、施行日前に出産した被保険者に支給する出産育児一時金の額については、従前の例によることとしております。

なお、加算分の額につきましては、規則で定めることとなっております。

が、今回産科医療保障制度の掛金の額の改定があっておりませんでしたので、この一部改正が決定されましたら、4月1日以降の出産育児一時金の支給額は50万円までとなります。以上で説明を終わります。

議 _____ 長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13 : 17)

日程第13 議案第10号

議 _____ 長 次に、日程第13、議案第10号「川棚町職員定数条例の全部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町

長。

町長 議案第10号「川棚町職員定数条例の全部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本町の職員定数条例につきましては、平成18年の改正以後、その後、地方行政をめぐる事務の複雑多様化に対応してきた結果、町長事務部局の職員の数条例定数に達しようとしており、今後も増加していくと見込まれる行政課題に的確に対応していくためには、現行定数では不足が生じる恐れがあります。

また、過去の行政改革等により実数の減が生じている部局について、改正がなされていなかったため、現行の定数が実情に合っていない状況も見受けられます。

このようなことから、今回、各部局の職員の定数を見直すとともに、定数の範囲を明確にするため、現行にはない定数外の職員の規定を設けることとし、現行の定数条例の全部を改正しようとするものであります。

提案理由の説明は以上ですが、改正条例の詳細について総務課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは、内容について説明いたしますが、まず本日お配りしました参考資料、現行の川棚町職員定数条例、こちらから説明いたします。

現行の職員定数条例が、昭和27年条例第8号で、附則をご覧くださいますが、最初の施行のときの附則と一番直近の附則だけ記載をしております。直近の附則、ご覧のとおり平成18年12月15日条例第39号、平成19年4月1日からの施行分です。これ以後、改正がされておられません。現行の見直しに当たっては、現行の不備等がありました。まず第1条ですが、第1条だけではなく、これは各条項に見出しが付いておりません。

そして第1条、これがこの条例で職員とはという定義規定になっておりますが、現在よく見られる定数条例は、趣旨規定が設けられることが多いようです。この辺も改正をしたほおうがいいだろうと、そういう判断をしました。

そして第2条をご覧ください。各号の定数の右側に隅括弧で示してありま

す。これが現在の実数でございます。第1号町長事務部局の職員、定数90に対し89人という状況です。これが最初町長の提案にご説明しましたように、条例定数に達しようとしている状況であります。

次に2号以下、水道事業の職員、12人定数に対して現行6人です。ここでいう水道事業の職員は、いわゆる上水道の職員ということになります。下水道職員は公営企業会計の全部適用ではありませんので、下水道事業の職員は町長部局の職員ということになります。したがって、水道事業の職員につきましては、かつて浄水場であるとか、施設保安の要員が職員がいた頃の定数のままとなっております。

そして、議会事務局職員は定数3に対し実数2、選挙管理委員会は定数1に対し実数1、そして第5号の監査員事務補助職員、これは「(2人兼務)」とありますが、現在他の市町村の定数条例見渡して、こういう括弧書きの兼務という規定はあまりないようであります。これも見直し、括弧書きの兼務というのは、実際の人事の発令の裁量において行うことができるものと考えられますので、不用ではないかと判断をしております。

そして第6号、農業委員会の職員2人、これも「(他に1人兼務)」とあります。実数が1名であります。

そして第7号、教育委員会の事務局職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員、定数が20人ありますが、実数が8人という状況です。教育委員会におきましては、かつて学校用務員、あるいは給食センター職員、学校用務員が正規職員で対応していた頃のまま、そして給食センターについても民間委託の前の状態のままとなっておりますので、これも実数とかなりかけ離れた状況にあります。

これらの定数につきましては、関係する課の課長、係長等々、ヒアリングを行いまして、定数としてどのような数が適当であるか聞き取りをしまして、その上で今回の全部改正による定数を見直しを行ったものであります。

また、現行条例においては、定数外の取扱いの規定がありません。取扱いを明確にするため、この辺も設けたほうがよかろうと判断をしております。

それでは、議案をご覧ください。川棚町職員定数条例の全部を改正する条例です。そういった判断から、今回一部改正による改正ではなく、全部改正により改正を行いたいと、そういう判断をしたものであります。

まず第1条、趣旨規定であります。現行の定義に類した規定からこういった趣旨規定に改めております。

そして、第2条が職員定数であります。先ほど申し上げましたように、各関係課に聞き取り等行いまして、改めた数がこのとおりであります。数については掲げているとおりですので、読上げはいたしません、こちらはあくまで上限ということで認識をいただきたいと思っております。この範囲の中で職員採用に当たって職員を補充をすると、そういうことで考えております。したがって、この実数と、いわゆる余裕というものを持たせております。ただ、この余裕というものはあくまで制限的に運用をしていくべきだというふうに考えておりますので、この範囲の中で必要人員を職員として配置をしたと、そういうふうに考えております。

そして第3条、職員の定数配分は従来、現行条例でも定めていたとおりで、当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定めるということにしております。

次に第4条、定数外の職員であります。これは現行ではない規定であります。これは取扱い判断の厳格化を図るために、こういうものは定数に含めないということで掲げております。第1号では常時勤務を要しない職員。第2号、法22条の2第1項の規定による会計年度任用職員。第3号、法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員。第4号、法第28条第2項の規定による休職中の職員。第5号、地方公務員の育児休業に関する法律第2条第1項の規定により育児休業中の職員。そして第6号、他の地方公共団体に派遣された職員。こういった掲げた職員につきましては、実際は在職したとしても定数には含めない。したがって、補充が可能であるということで、それを明確にしたものであります。

そして附則に移ります。附則としましては、第1条掲げておりますように、この条例は令和5年4月1日から施行するということで、令和5年度からこの定数を適用し運用してまいりたいと考えております。

そして、附則の第2条、第3条、これは今回の全部改正によりまして、条例番号が変わってまいりますので、その分を改めるものであります。条例の第何号、空白にしてありますが、決定後の号番号を入れるということになります。

そして第4条、川棚町立学校給食共同調理場設置に関する条例の一部改正であります。今回、各課ヒアリングの中において、教育委員会とも協議をいたしましたところ、現行の川棚町立学校給食共同調理場設置に関する条例、これが新旧対照表の最後のページに掲げておりますが、この条例の第3条、改正前にありますように、所長以下第5号まで職種が書いてありまして、次の職員を置くとなっております。これは他の市町村の例を見渡しましたところ、条例においては改正後のように、学校給食センターに必要な職員を置くという規定をして、そしてその後、規則の委任により規則でもって詳しく職員を定めると、そういうのが一般的でありますので、今回この改正を機に附則でもって改めようとするものであります。以上、全部改正の説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 この参考資料にある旧条例と、こっちを見比べてのちょっと判断ですけども、第2条の水道事業の職員が現行が12人っていうふうに説明の中で思いましたけど、8人というふうなことは、相当減数になる割合も高いし、現行で12人なのに4月から8人というふうなことはどういった、中身が違うとかそういったことがあるのかどうかというとは。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 それでは、第2条の水道事業の職員について、改めてご説明を申し上げます。まず、参考資料のほうの現行の定数ですが、定数が12人という状態で、隅括弧で今現在実数が6人という状況にあります。まず、この差でありますけれども、かつては水道浄水場、これを直営でやっております、大体3名程度配置をしておりました。そして水道課内におきまして、施設要員として3名、4名程度配置をしておりました、直営で行っておりました。この辺が民間委託等に行政改革によって進みまして、実数が6人になっているという状況であります。したがって、12人というのは定数としてもう実情とあまりにも差が生じているのではないかと、そういう判断をしたものであります。そういったことから、今度改正をする全部改正の第2条水道事業の職員8名としておりますが、これは実数の6に対していわば余裕を持った8名ですね、2名程度は余裕を見越した8名に改めようとする

ものであります。以上、説明を終わります。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 関連ですが、上水道だけの人員というふうな面ですかね。下水道と多分一緒じゃないかなと思うのですが、そこら辺はどうなってるのかということと、あと1つは、多分現業職員の方もおられたと思うし、一般職と言うんですか、そういった方も含めた中での人数というふうなことに理解していいんですか。この2つをお願いします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは説明いたします。炭谷議員ご指摘のとおり、この新しく改正をする水道事業職員の8人という数ですね、これは下水道職員を含めておりません。と言いますのが、最初の説明で申し上げましたように、下水道事業につきましては、公営企業会計の全部適用ではないということです。これは法的に町長部局職員という位置付けになってまいります。したがって、この第2条第2号の水道事業につきましては、公営企業の全部適用を受ける、いわゆる上水道の水道総務係と水道施設係と言いますが、わかりやすく説明しますと、上水道に関わる職員ですね、これらのものの定数ということでご認識をお願いします。そして、この中にはいわゆる現業職員の数も含まれてまいります。水道事業の現業職員ですね。そのようにご理解をお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。毛利議員。

3 番 毛 利 すみません。せっくなので1点お尋ねしたいんですけど、第4条の(1)なんですけど、(2)から(6)まではわかるんですけど、(1)で常時勤務を要しない職員というのは、これ以外(2)から(6)以外の方でどんな方がいらっしゃるってことなんでしょう。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。お答えをいたします。第4条第1号、常時勤務を要しない職員とは何かということでもありますけれども、これは現在、職員の再任用制度というものがあります。基本的にはこれもこれから運用が始まってまいりまして、定年の引上げとともに暫定再任用職員であるとか、そういったことが経過措置としてあります。それらに対しましては、フルタイムで常時勤務する場合は定数に含めますけれども、本人の選択として短時間勤務を希

望する場合があります。例えば、週のうち平日5日のうち4日勤務をするとか、あるいは1日当たりの時間を7.75時間ではなく1時間少なくするとか、そういう選択があります。そういった短時間勤務の選択をした人はこの定数から除外するということの意図に設けた規定であります。以上です。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号「川棚町職員定数条例の全部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「川棚町職員定数条例の全部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:36)

日程第14 議案第11号

議 _____ 長 次に、日程第14、議案第11号「特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

公職選挙法に基づく投票立会人等の報酬については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表において、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。」と規定しており、この規定により、法で定めた1日当たりの支給額を支給しているところであります。

投票立会人につきましては、その人選を各投票所の地元自治会に依頼をしているところでありますが、近年は、その選出に大変苦慮をされており、丸1日の従事では成り手が少ないので、交代制をとることができないかとの要望が以前から挙がっているところであります。

このようなことから、投票立会人の選出に柔軟に対応できるよう、今回、報酬額の欄に「日額の範囲内で従事時間に相当する額とする。」との規定を挿入した改正を行おうとするものであります。

併せて、期日前投票立会人につきましても、柔軟な対応ができるよう同じ規定とするものです。

提案理由の説明は以上ですが、改正の詳細について総務課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それではご説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。

右側が改正前の状況であります。町長が提案説明で申しあげましたように、この投票立会人等につきましては、選挙長も含めて現在は国会議員の選挙時の執行経費の基準等に関する法律、この規定により改定があった場合もこちらの改正をすることなく報酬額が変動するように定めているものであります。

そして、この中の投票立会人、期日前投票立会人、これらに対しまして、改正後に記載しておりますように、当該各号に掲げる額のうち、日額の範囲内で従事時間に相当する額、これを投票立会人、期日前投票立会人に対して

は、このような規定で柔軟に対応させていただきたいということで改正をするものであります。

そして、この表の中において、順番が開票立会人が一番表の下になっておりましたが、これを入れ替える改正も行っております。

それでは、改正本文の附則をご覧ください。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

今回、統一地方選挙によりまして、県会議員選挙、そして町議会議員一般選挙、これが予定をされております。長崎県議会議員一般選挙、これにつきましては、3月31日が告示で、実質その翌日4月1日から期日前投票が始まり、9日に投票日となっております。この投票から、新たな改正した従事時間に相当する額を支給するという適用を行いまして、立会人の選任に当たりましては、そういうふうに対応したいと考えております。説明は以上です。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。山口議員。

6 番 山 口 この改正後の選挙立会人と期日前投票立会人なのですが、当該各号に掲げる額のうち、日額の範囲内で従事時間に相当する額ですか。ということは、例えば1日仮にですね、投票立会人が10時間だったとすれば、それが1人は4時間でもいいし、1人は6時間でもいいと、そういうことは可能なのかどうかですね。いわゆるもっと極端な例を言えば、1人は10時くらいからならできると、終わりまで。そしたら、その前を2時間か3時間してくださいと、そういうことも可能なのかということを確認しておきたいです。それとも半分ずつなのかね。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。その従事時間でございますけれども、これは本来、この改正の意図が各地区において選出をしやすい状況をつくりたいと、そういう意図でございます。ですから、山口議員おっしゃるように、その時間決めというのは、基本昼食時間等で交代をとすることは示したいと思っておりますけれども、それは応じていただける方の事情に合わせて柔軟に対応したいというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 旅費の額ですけども、ちょっとここではこの判断がつかかね

ますので、通常いくらで、出発した時点でいくらなのかって、時給いくらとか、そういったものをちょっと提示できませんでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 旅費についてお答えいたします。表で言いますと、縦の列が3つありますけれども、一番右端の列が旅費等に関するものであります。この規定で言いますと副町長等相当額、3級以上相当額とありますけれども、実的には日当が県内1,100円、県外が1,300円、そして交通費は公共交通機関の実額というものであります。ただ、この選挙に関しましては、ほぼ出張等がないのが今の運用でありますので、ここの適用はないと思いますが、実際もし出張等行っていただく必要があったとした場合は、そのような支給をするということになっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:46)

日程第15 議案第12号

議 **長** 次に、日程第15、議案第12号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第12号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

なお、この改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正内容につきましてご説明をいたします。それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

主なものとしましては、関係法令の改正によりまして、1つが子ども・子育て支援法、もう1つが学校教育法の改正がありまして、それで引用している条文が変わりますので、それを改正するものであります。

第4条、第6条から第8条、第13条、第35条から第37条、第39条、第51条、第52条につきましては、子ども・子育て支援法の改正によりまして、子ども・子育て支援法の第19条第1項を引用しておりましたが、これが改正により第19条に改まるということになりますので、併せて

第19条に改めるものであります。

第15条につきましては、学校教育法の改正に伴いまして、条項を改めるものであります。学校教育法の第25条の規定ということで引用しておりましたが、これが第25条第1項に改正されるということで、その分を改正するものであります。

第26条です。第26条では、懲戒に係る権限の濫用禁止という内容となっておりましたがけれども、民法第822条の親権者による子の懲戒の規定というものがあまして、これが削除されたことによりまして、この第26条を削除するものであります。

それでは、改正文の附則をご覧ください。関係法令の施行日に合わせ、この条例の施行日も令和5年4月1日から施行するとしております。

ただし、先ほど申しました民法の改正により、懲戒の規定については民法のほうも公布の日から削除をされておりますので、第26条の改正規定につきましては、公布の日から施行するということとしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行い

ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:51)

日程第16 議案第13号

議 **長** 次に、日程第16、議案第13号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第13号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容についてご説明をいたします。新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

改正内容の主なものとしましては、第7条の2と第7条の3を新たに規定として設けるものであります。

第7条の2につきましては、施設を利用する子どもの安全確保のため、安全計画の策定及び計画内容を職員や保護者に周知することを義務付けるも

の、必要に応じて改定を行うものというものが規定されております。

第7条の3は、子どもの送迎等で車両を使用する際の事故防止のため、子どもの所在確認を義務付けるものであります。

第10条につきましては、ほかの社会福祉施設等との併設をする際に、職員の兼任について制限を設けるものであります。

第13条につきましては、民法第822条の親権者による子の懲戒の規定が削除されたことに伴い、削除するものであります。

第14条につきましては、衛生管理に関して施設管理者に義務付ける内容を従来の必要な措置を講ずるという表現から、より具体的な表現に改めるものであります。

改正文の附則をご覧ください。関係法令の施行日に合わせ、この条例の施行日も令和5年4月1日から施行するとしております。

ただし、民法の改正によりまして、懲戒の規定の削除は民法のほうも公布の日から施行されておりますので、第13条の改正規定は、公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13 : 56)

日程第17 議案第14号

議 _____ **長** 次に、日程第17、議案第14号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第14号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容についてご説明をいたします。新旧対照表によりご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第6条の2、第6条の3、第12条の2は、今回の改正で新たに設けられる規定であります。

第6条の2は、施設を利用する子どもの安全確保のため、安全計画の策定及び計画内容を職員や保護者に周知することを義務付けるものであります。

第6条の3は、子どもの送迎等で車両を使用する際の事故防止のため、子

どもの所在確認を義務付けるものであります。

第12条の2につきましては、感染症や非常災害の発生において、早期の業務再開を図るための計画の策定及び職員に対する周知等を行うことを義務付ける規定であります。

第13条につきましては、衛生管理に関して施設管理者に義務付けられる内容を従来の必要な措置を講ずるという表現から、より具体的な表現に改めるものであります。

それでは、改正文の附則をご覧ください。関係法令の施行日に合わせ、この条例の施行日も令和5年4月1日から施行するとしております。

ただし、第6条の2の安全計画の策定等につきましては、令和6年3月31日までを経過措置期間としております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:00)

日程第18 議案第15号

議 長 次に、日程第18、議案第15号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第15号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税額の税額限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しであります。

改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明をいたします。

改正の概要であります。国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の引上げが主な改正点ということでございます。新旧対象表によりご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額を規定しているところでありますが、課税限度額を現行の20万円から22万円に改正するものであります。これによりまして、課税限度額が現行102万円から104万円に改正されることとなります。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額について規定をしております。第2条の改正に伴いまして、減額後の後期高齢者支援金等課税額の限

度額を改正するものであります。

第2号及び第3号は、それぞれ保険税の軽減判定における被保険者等の数に乗すべき金額を規定したものであります。5割軽減の判定額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の判定額を52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

改正文の附則をご覧ください。附則の第1項は、この条例の施行期日について、令和5年4月1日から施行するとしております。

第2項は適用区分としまして、令和5年度以降の年度の分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「川棚町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 4 : 0 4)

議 **長** ここで、それではしばらく休憩をいたします。

(1 4 : 0 5)

(…休 憩…)

(1 4 : 2 0)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 9 議案第 1 6 号

議 **長** 次に、日程第 1 9、議案第 1 6 号「工事請負契約の変更（川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第 1 6 号「工事請負契約の変更（川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事）」について、提案理由を説明いたします。

現在、工事を進めております、川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事につきまして、工事内容の変更により、現請負契約金額に変更が生じたところ です。

この工事請負契約の変更は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に該当いたしますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案の理由の説明は以上ですが、議案の詳細について総務課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは、工事請負契約の変更についてご説明をいたします。議案をご覧ください。

変更箇所は 4 番、契約金額の変更であります。変更前 8, 8 6 6 万円を変更後 9, 8 6 7 万円に増額しようとするものであります。額にして、1, 0 0 1 万円の増となります。それでは、議案の 2 枚目をご覧ください。

参考資料として、変更の概要を各工事別に記載をしております。なお、数

量の読み上げは省略とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

変更の概要。

建築改修工事。

外壁改修。外壁改修の設計数量につきましては、調査業務において目視及び打診、赤外線によりタイルの浮き、ひび割れ、モルタル面のひび割れの有無について調査し計上していたが、足場等の問題から全ての範囲で調査を行うことはできないため、仕様書において足場設置完了後に施工数量調査を実施することとしている。その結果、施行数量に増減があったことから変更するもの。増減は記載のとおりです。

建具改修。当初、議場前の廊下（議会事務局との分岐点）に、両開き戸を設置することとしていたが、廊下にも空調機を設ける計画であり、廊下から議場へ入り込む冷気による冷え込みも解消されると判断し、両開きの戸の設置を取りやめるもの。

内装改修。当初、議場前の廊下については床及び天井のみを改修することで計画していたが、議場側の壁はボード下地に塗装仕上げとなっており、ボード継ぎ目の亀裂及び経年による汚損が著しいため、内装用軽量シートで改修を行うもの。なお、床及び壁の改修については、議会事務局の管理である第1委員会室前の廊下までの範囲で行うものとする。数量は記載のとおりです。

石綿含有建材撤去。着手前に行った石綿含有調査の結果、空調機械室の配管エルボ部の保温材からアスベストが検出されたため、石綿障害予防規則で定められたレベル2での作業に必要な対策を講じるもの。数量は記載のとおりです。3枚目をお開きください。

電気改修工事。

電灯設備。議場内の照明器具において、図面との相違があったことから各種増減を行うもの。また、議場前廊下の壁改修に伴い、廊下の照明をLEDダウンライトに変更するもの。変更箇所、追加は記載のとおりです。

当初設計において、旧別館の照明器具については、改修対象となる部屋のみをLED照明に取り替えることで計画していたが、既設の照明器具において、経年劣化等による不具合も度々発生しており、取替えの時期にきている

と判断されることから、今回工事において全ての照明のLED化を図るもの。数量は記載のとおりです。

機械改修工事。

空気調和設備。空調設備改修に伴い、旧別館の空調機が長期間使用できなくなるため、議会事務局及びコロナワクチンコールセンター、水道課において使用できるよう仮設的に盛替えを行うもの。

当初、屋上の冷媒管は既存を利用して接続させるよう計画していたが、経年劣化により管が硬直し、曲げることができないため、直管部分で切断し溶接により延長を行うもの。

当初設計において、正副議長室の空調機については一時撤去再設置としていたが、一時撤去の際、本空調機に使用されているフロンガスが全廃されていることが判明し、既存利用が不可となったことから取り替えるもの。以上であります。

なお、そのあとの図面として、資料1は外壁改修に関する図面。変更箇所は真ん中に朱書きで記載をしております。

次の資料2の図面であります。建具改修・内装改修・石綿含有建材撤去に関わる図面であります。これは朱書きで変更対象部分をお示しをしております。そして、右側には石綿障害予防規則等をお示しをし、石綿該当箇所の写真・図を付けております。

次に資料3であります。これは電灯設備に関わる図面であります。こちらにも朱書きでもって対象部分をお示しをしております。以上、変更についての説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。小谷議員。

1 番 小 谷 床とか壁とか変更があっているようですが、今の状態で見てくださいよ、床の張替えしてありますが、廊下の奥のほうの仕上げが隅のほう透いているようですけども、あれでもう仕上がりなんではないでしょうか。それともまだ途中なんではないでしょうか。そこをお願いいたします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。今建設課のほうで、総務課のほうから委託を受けまして工事を進めておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

確かに今小谷議員が言われるように、廊下のほう、正副議長室側、議員控

室側のほうが一部隙間がございます。先週廊下のほうの張り替え、カーペットをしたんですが、材料がちょっと不足しております。材料は今週入ってくるとのことなので、議会の合間を見ながら、きちっと張り替えるということとを計画しております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。堀田議員。

1 3 番 堀 田 はい。空調設備についてお伺いをいたします。この議場の空調設備、それから、まだ議員控室も空調があっておりませんが、この時期ってというのはいつくらいになるものなんでしょうか。

議 _____ **長** 建設課長。

建 設 課 長 こちらのほう、議場含め各委員会も空調、まだ動いておりません。大変ご迷惑をかけております。まあ実際、空調の機械関係の設備はもう全て配管含めて終わっているところなんですが、動かない理由としましては、屋上に設置します電気の受電盤の納入が遅れております。理由を確認したところ、半導体不足という部分でどうしても納期がかかると。で、納入につきましては、10日には入ってくるそうなんですが、設置につきましてはそれ以降になりますので、今回の議会4日目の終了後、ちょっと工事については入らせていただきまして、順次使えるようになっていくという計画をしております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号「工事請負契約の変更（川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「工事請負契約の変更（川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事）」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 31)

日程第20 議会運営委員会視察調査報告

議 長 次に、日程第20、「議会運営委員会視察調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会視察報告を行います。この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に文書により議長宛てに報告書を提出をしておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和5年3月1日、川棚町議会議長 村井達己 様、議会運営委員会委員長 初手安幸。

委員会視察調査報告。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査結果を次のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1. 調査期日 令和5年1月16日、17日。
2. 調査場所 福岡県志免町、新宮町、川崎町。
3. 調査の目的 議会改革、議会活性化について。

4. 調査の概要 別紙のとおり。1 ページをご覧くださいと思います。

調査の概要。

1. 福岡県志免町。

(1) 期日 令和5年1月16日。

(2) 出席者 川棚町 委員全員、議長、事務局長。

志免町 議長外3名、事務局2名。

(3) 概要。

人口 4万6,561人、世帯数 2万649世帯（令和4年12月31日現在）。

議会 定数14人、常任委員会数3（総務文教・厚生建設・予算委員会）。

(4) 調査内容。

①基本条例に基づき、町長が予算案等を提案するときは、政策形成過程の説明等資料提供を受けて審査を行っており、予算議案の修正を行った例もある。

②政務活動費は平成13年から1万円を交付していたが、現在2万円（月額）である。マニュアルはないが使途基準は示されている。

③自由討議は議員のみで実施し、内容は議事録に残すが柔軟に対応している。

④各議員の一般質問の結果によっては、委員会で調査するなど、チーム議会で取り組み、政策実現に効果をあげている。

⑤閉会中の委員会開催は、複数の継続調査を行っている。

⑥議会放映は職員のパソコンで生中継、録画配信を行っている。YouTubeによる録画配信も行い、職員3人で2週間ほどで編集をしている。

(5) 調査結果のまとめ。

・基本条例に基づいた活性化策による議会運営が行われている。特に、自由討議などで議論を深めて、討論でも活用するなど、柔軟な対応も必要だと感じた。

・予算審査においては、基本条例に基づいて政策等の決定過程の関係資料による審査も行われており、行政との信頼関係により基本条例が生かされて

いる。

・委員会活動も行政へのヒアリングなど積極的に行われ、政策提案につながっている。

・政務活動費は研究が必要である。

次に、2. 福岡県新宮町。

(1) 期日 令和5年1月16日。

(2) 出席者 川棚町 委員全員、議長、事務局長。

新宮町 議長外3名、事務局2名。

(3) 概要。

人口 3万3,448人、世帯数 1万3,635世帯（令和4年12月31日現在）。

議会 定数12人（女性3名）、常任委員会数2（文教生活・総務建設）。

(4) 調査内容。

①議会基本条例の検証については、条例の目的が達成されているかを、議員任期最終年度に議員全員による「議会改革推進会議」において検証をしている。別紙につきましては、議員のみに配付をいたしております。

②政務活動費については、12万円（年額）の「後払い方式」で支給し、「使途基準」を策定して内容を確認をしている。

③議員同士の自由討議については、新宮町議会自由討議実施要項（別紙参照）により運用をしている。

④議会中継については、平成13年から取り組み、令和元年9月にソフトウェアを更新し、書画カメラの導入やスマートフォンの視聴も可能となっている。

⑤継続的に議会改革を推進するために議会改革推進会議を設置し、中学生チャレンジ議会やタブレットの導入などに取り組んでいる。

⑥令和4年5月から、事前に届け出れば会議等で個人所有の電子機器類使用を許可している（スマートフォンは対象外）。

⑦令和3年11月からノーネクタイを全庁で実施をすることになった。

(5) 調査結果のまとめ。

・基本条例の検証は、検証シートを作成して対応されており、本町でも必

要である。

・政務活動費は活用に差があり、導入に当たっては十分な議論が必要といえる。

・自由討議の運用は、詳細に決めずに柔軟な運用がよいのではないか。

・議会改革推進会議は、多様な意見が出しやすいように柔軟な運用が行われている。

・会議における個人の電子機器の使用について検討すべきではないか。

・年間を通してのノーネクタイは検討してはどうか。

次に、3.福岡県川崎町。

(1) 期日 令和5年1月17日。

(2) 出席者 川棚町 委員全員、議長、事務局長。

川崎町 議長外7名、事務局2名。

(3) 概要。

人口 1万5,604人、世帯数 8,592世帯（令和4年12月31日現在）。

議会 定数14人、常任委員会数5（総務・民生文教・建設産業・広報広聴・予算決算委員会）。

(4) 調査内容。

①基本条例の検証は行っていないが修正は行っている。

②反問権付与は答弁者に反問できる機会を作ることで緊張感が高まる。

③議員同士の自由討議の活用は、状況により柔軟に対応している。

④通年会期制の運用状況と課題については、定例会の日にちを条例で定めるため、日程が早く決まり、スケジュール調整ができる。首長の専決処分がなくなり、議会の監視機能の強化につながる。議長の権限で議会を再開できるので、緊急時に即応でき迅速な事務執行につながる。また、事態に即応した委員会活動ができる。

⑤議事録署名は議席順で本会議開催日ごとに2名の議員を指名している。

⑥議会報告会、各種団体懇談会は、参加者が固定化、減少しており、形式を変えた取組を検討中（オンラインの開催）である。

(5) 調査結果のまとめ。

・通年の会期制による議会運営が行われており、行政課題にも迅速に対応

され、委員会をはじめとして、議会活性化につながっている。

・反問権は、行政との信頼関係に基づき緊張感のある議会運営が必要である。

・議事録署名の選任方法は検討してよいのではないか。

・予算常任委員会の設置について検討してはどうか。

4. 委員会のまとめ。

各議会とも、議会基本条例に基づき議会改革、議会活性化に取り組みながら、柔軟に対応、運営をされており参考になった。

各委員会の活動は、閉会中（休会中）の所管事務調査や補正予算の委員会付託など積極的に活動され、政策提案につながっている。

各議会とも、開かれた議会づくりと議会、議員活動が行いやすい改革、活性化策に取り組んでいる状況を知ることができた。

今回の視察で学んだ具体例は、今後に生かし議会、議員の資質の向上につなげたい。

今後の課題。

①通年議会の調査研究。

②予算常任委員会の設置の研究。

③政務調査費の研究。

④基本条例の検証シートの導入の検討。

⑤会議等での個人所有の電子機器類使用の許可。

⑥閉会中の委員会調査報告を定例会初日に行う。

⑦反問権の付与。

⑧年間を通じてのノーネクタイの検討。以上、報告とさせていただきます。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 4 : 4 3)

日程第 2 1 議会運営委員会調査報告

議長 次に、日程第 2 1、「議会運営委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 それでは、本委員会の所管事務調査事件について調査報告を行います。この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により、既に文書により議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

まず、報告に入ります前に、文字の削除をお願いいたします。2 ページ目ですね。2 枚目の裏ですけども、中断に「6. 委員会のまとめ」というのがありますけども、委員会のまとめで、「近年、地方議会は投票率の低下、議員のなり手不足など地方議会は」ここにまた「地方議会は」というのが入っておりますので、この「地方議会は」を削除をお願いいたします。

それでは、報告をさせていただきます。

令和 5 年 3 月 1 日、川棚町議会議長 村井達己 様、議会運営委員会委員長 初手安幸。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により別紙のとおり報告をいたします。

議会運営委員会調査報告書。

1. 調査事件。

(1) 議会運営に関する事項。

(2) 議会会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

(3) 議長の諮問に関する事項。

2. 調査期日 令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日。詳細は参考資料により、日付の分については記載をいたしております。

3. 審査場所 第 1・第 2・第 3 委員会室及び議場。

4. 出席者 委員全員、正副議長、事務局長。

5. 調査の経過及び概要。

当委員会は、令和 3 年 6 月 2 1 日付けで 3 項目の事件について閉会中の継

続調査申出を提出し、必要に応じてそれぞれの項目について調査、研究を行い、令和4年6月議会で中間報告を行った。

その後も調査、研究、先進地視察等を行い、改革、活性化に取り組んできた。

(1) 議会運営に関する事項。

令和4年6月議会後、定例会ごとに会期、議事日程、本会議の運営、一般質問等について会議規則・議員必携などを参考に反省、検討を行うとともに、川棚町議会基本条例（以下「基本条例」という。）に基づき、議会改革・議会活性化に取り組み、全員協議会で報告、協議して、円滑な議会運営と資質の向上に取り組んできた。

主な協議事項。

①令和4年6月議会での中間報告と先進地視察を受けての課題と対応策。

- ・新庁舎ロビー放映 議場の改修とあわせて進行をしている。
- ・議会モニターの設置 議会だよりモニターの経過を見ながら検討していく。
- ・議会報告会のあり方 他議会の取組を参考にしながら研究をしていく。
- ・情報発信のあり方 事務局体制も考慮しながら、取り組んでいく。
- ・会期中の所管事務調査のあり方 議会活性化と議会運営の視点から検討する。
- ・政務調査費の研究 議員定数・報酬との関連を含めて研究していく。
- ・オンライン会議及びペーパーレス化の推進 行政との連携を取りながら進める。
- ・通年議会の研究 先進地の取組を研究し、議員の意向を踏まえ行政と協議を進める。
- ・本会議への関係職員のみでの出席 行政の意見も参考にしながら判断をする。

②先進地視察を終えて。

- ・予算常任委員会の設置。
- ・基本条例検証シートの導入。
- ・会議等で個人所有の電子機器類の使用許可。
- ・反問権の付与の検討。

・ノーネクタイの検討。

③その他の検討事項。

・付帯決議について。

・補正予算の委員会付託について。

・会期中の所管事務調査について。

(2) 議会会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

なし。

(3) 議長の諮問に関する事項。

なし。

6. 委員会のまとめ。

近年、地方議会は投票率の低下、議員のなり手不足など様々な課題を抱えている。

令和3年6月定例議会で基本条例を制定し、その趣旨に基づいて、できることから具体化に取り組んできた。

今後は、新たな制度、施策について更に調査・研究を行い、チーム議会で議論を深め、町民に信頼される議会・身近な議会・開かれた議会につなげることが重要といえる。

コロナへの対応も緩和される方向にあり、町民との対話の機会を設けるなど、「町民と共に歩む議会」を目指し「情報の公開」を進め、政策形成能力を高めていくことで、議会、議員の活動に理解と関心を深めていただき、その声を行政（政策）に反映させることが求められている。

そのためにも、基本条例に基づき、本会議、委員会等の議論を深め活力ある運営に向け日々研鑽に努めなければならないといえる。

新たな活性化策については、制度化するには至らなかったもので、改選後の新しい体制での検討課題とされたい。なお、参考資料としまして、令和4年6月議会以降の委員会取組経過を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。以上で報告とさせていただきます。終わります。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 4 : 5 2)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 4 : 5 2)

(…休 憩…)

(1 4 : 5 4)

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、本日、初手議員から議員の辞職願が提出されております。

議 長 お諮りいたします。

「初手安幸議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、「初手安幸議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

(1 4 : 5 4)

追加日程第1 初手安幸議員の議員辞職の件

議 長 追加日程第1「初手安幸議員の議員辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、初手安幸議員の退場を求めます。

(初手安幸議員退場)

議 長 ここで、職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 それでは、命によりまして、朗読申し上げます。

辞職願。このたび、一身上の都合により、本日3月8日付けをもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和5年3月8日、川棚町議会議員 初手安幸、川棚町議会議長 村井達己様。以上であります。

議 _____ **長** お諮りをいたします。

「初手安幸議員の議員辞職の件」を許可することにご異議ありませんか

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「初手安幸議員の議会辞職の件」を許可することに決定をいたしました。

ここで、初手議員の入場を許可いたします。

(初手安幸議員入場)

(14:56)

議 _____ **長** お諮りいたします。

ただいまの議決により、議会運営委員会委員と石木ダム対策調査特別委員会委員に欠員が生じております。

はじめに、「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加をし、追加日程第2として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定をいたしました。

(14:57)

追加日程第2 議会運営委員会委員の選任について

議 長 それでは、追加日程第2「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、水谷末義議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました水谷末義議員を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

(14:57)

議 長 ここで、議会運営委員会を開催していただき、委員長の互選を行う必要がありますので、暫時休憩をいたします。

(14:58)

(…休憩…)

(15:05)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ただいま、議会運営委員会が開催をされ、委員長の互選の結果、小田成実副委員長が委員長に当選をされましたので、ご報告をいたします。

また、小田成実副委員長が委員長に就任されましたので、副委員長には、互選の結果、高以良壽人議員が当選をされましたので、報告しておきます。

議 長 次に、「石木ダム対策調査特別委員会委員の選任について」を日程に追加をし、追加日程第3として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、「石木ダム対策調査特別

委員会委員の選任について」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

(1 5 : 0 6)

追加日程第3 石木ダム対策調査特別委員会委員の選任について

議 _____ 長 それでは、追加日程第3「石木ダム対策調査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

「石木ダム対策調査特別委員会委員の選任について」は、委員会条例第7条第4項の規定により、毛利喜信議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました毛利喜信議員を石木ダム対策調査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

(1 5 : 0 6)

議 _____ 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立を願います。どうも、お疲れ様でした。

(1 5 : 0 7)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 山口隆

会議録署名議員 小田成実